

54 軍人に賜りたる勅諭の聖旨奉戴方に関する件通牒

〔昭和十九年十二月〕

發文一三三三号
定決裁
三月五日
文書課長
送発
12月30日
起案者
〔鈴木〕

昭和十九年十二月二十八日起案

次官<sup>(藤野)</sup> 総務局長<sup>(水井)</sup> 文書課長<sup>(中根)</sup> 花押<sup>(山口)</sup>

大臣 花押<sup>(二宮)</sup> 専門教育局長<sup>(岡口)</sup> 国民教育局長<sup>(阿原)</sup> 体育局長<sup>(柴田)</sup> 秘書課長<sup>(有光)</sup>

政務次官<sup>(今井)</sup> 参与官<sup>(三島)</sup>

直轄学校長  
公私立大学、高等学校  
専門学校長  
各地方長官

(注記1) 案ノ一 (注記2)

年月日

次官

軍人ニ賜ハリタル勅諭ノ聖旨奉戴方ニ関スル件

軍事教育ノ強化ニ関シテハ曩ニ指示セル処ニシテ特ニ軍人ニ賜

(下 札)

ハリタル勅諭ノ 聖旨奉戴ニ関シ格段ノ御配意相煩居ル処苛烈ナル戦局ノ現段階ハ正ニ皇国隆替ノ岐ル、未曾有ノ危局ニシテ一億国民ハ前線銃後ヲ問ハズ真ニ国民皆兵ノ精神ヲ具顯シ征戰完勝ノ一途ニ邁往スベキノ秋特ニ青少年学徒ニ在リテハ 勅諭ノ 聖旨ヲ服膺シ刻苦<sup>(採菊)</sup>〔<sup>(加筆)</sup>〕〔<sup>(加筆)</sup>〕義勇公ニ奉ズルノ精神ヲ振起スルノ要極メテ緊切ナルニ鑑ミ各学校ニ於テハ明治十五年軍人ニ対スル 勅諭下賜アラセラレタル一月四日ヲトシ軍人ニ賜ハリタル 勅諭奉読式ヲ挙行致スルコト、相成タルニ付右実施方可然御配意相成度此段依命及通牒

追テ一月四日<sup>(加筆)</sup>前後適當ナル日ニ奉読式ヲ挙行スルモ差支ナキ儀ニ付為念

備考

地方長官宛ノ分ハ傍線ノ箇所ヲ

1. ヲ「費管下<sup>(加筆)</sup>〔青年学校及〕中等以上ノ学校ヲシ

テ」

2. ヲ「挙行セシムル様」

トスルコト

案ノ二

年月日

次官

陸海軍次官宛

軍人ニ賜ハリタル勅諭ノ聖旨奉戴方ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ直轄学校長、公私立大学専門学校長及地方長官

等ニ対シ別紙写ノ通り通牒致シタルニ付御了知相成度

(注記1)

「五二」(簿冊内件名番号)

(注記2)

「至急」

(下札)

<sup>(首我)</sup>①種別 い一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄各学校長公立大

学高等専門学校長各地方長官等へ通牒 軍人ニ賜リタル勅諭ノ聖  
旨奉戴方ニ関スル件ノ番号 / 結了年月日 昭一九 一二 三〇  
/ 保存年限 / 枚数 一

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室ニ関スル総規 第2冊〕文部  
省⑤ 3A, 30-5, 1045